(別紙)

### 実施機関 遠野市長

諮問日 令和2年3月4日(令和元年度遠野市個人情報保護審査会諮問第1号)

答申日 令和2年3月18日(令和元年度遠野市個人情報保護審査会答申第1号)

### 答 申 書

### 1 審査会の結論

遠野市個人情報保護条例(平成17年遠野市条例第21号)第5条第1項第7号の規定により諮問のあった令和2年3月4日付け遠総第504号について、諮問の内容を適当なものと認めたので答申します。

### 2 諮問内容

(1) 市町村(国民健康保険保険者)事務処理標準システム共同利用に係る個人情報の提供について

### ア 諮問に係る説明の要旨

平成30年度国民健康保険制度の改革により、制度の運営主体が市町村から都道府県になり、事務の広域化、平準化及び効率化を図るため、国が開発した市町村事務処理標準システムの導入が推進されている。当該システムを利用するに当たり、共同利用することで導入費用及び運営費の削減が可能であり、パラメーターの統一による市町村事務処理の格差(ばらつき)を是正することができる。

当該システムは、令和2年10月から県内16市町で運用を開始する予定であるが、当該システムの共同利用を行うためには、岩手県国民健康保険団体連合会に各市町村の保有する被保険者の個人情報データを移行する必要があり、遠野市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第5条第1項第7号の規定により遠野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、処分を実施する必要があるため、審査会に諮問をするものである。

イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

国民健康保険制度の運用に係る被保険者の個人情報

- (2) 地方公務員法の改正に係る行政区長等私人の個人情報の取扱いについて
  - ア これまで、地方公務員法(以下「法律」という。)第3条第3項第3号の規定により区長等を特別職非常勤職員として任用していたが、法律の改正により令和2年4月1日から同規定の適用を受ける職員は、専門性の高い業務に従事する者となったため、現行の特別職非常勤職員の中には、一部職務において、身分が私人に変更となる者がいる。さらに、身分が私人に変更となる者の中で、業務上個人情報の取扱いを要する職務があり、市では民生相談員、保健推進委員、遠野市のびっこ教室専任指導員及び行政区長が該当する。

私人に市の保有する個人情報を提供する場合、本人の同意がある、個人の生命等を保護

するため緊急かつやむを得ない等の特別の事情がない限り、条例第5条第1項第7号の規定により審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要性その他相当の理由があると実施機関が認めて、処分を実施する必要がある。民生相談員、保健推進委員、遠野市のびっこ教室専任指導員及び行政区長の業務を実施するためには、市の保有する個人情報を利用し、又は提供する必要があるため、審査会に諮問をするものである。

# イ 利用又は提供に係る個人情報の内容

- (ア) 民生相談員 世帯番号、住所、世帯主及び当該世帯を構成する者の氏名、カナ、性別 及び生年月日
- (イ) 保健推進委員 住所、氏名、性別、生年月日、世帯主名、世帯番号及び宛名番号
- (ウ) 遠野市のびっこ教室専任指導員 遠野市のびっこ教室及び遠野市ジャンプ教室を利用 する児童の氏名、住所、世帯状況、家庭環境、当該児童の有する能力及び特性
- (エ) 行政区長 住民の世帯情報に関するもの(世帯番号、住所、世帯主の氏名、性別及び 生年月日並びに世帯主以外の世帯構成員の氏名、性別、生年月日及び世帯主との続柄)

### 3 審査会の判断理由

(1) 市町村(国民健康保険保険者)事務処理標準システム共同利用に係る個人情報の提供について

市町村事務処理標準システムの導入については、運営費の削減が可能であり、パラメーターの統一による市町村事務処理の格差(ばらつき)を是正することができるため、当該システムの導入は公益上必要であると考えられる。

また、岩手県国民健康保険団体連合会と個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る契約が当審査会に提出にあった書面を基に実施され、当該契約に基づき、実際に市町村事務処理標準システムの導入及び管理を行う業者は、実施機関の住基系ネットワーク等の管理も実施している業者であり、遠野市の定める個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る契約を遵守している実績があるため、個人情報の取扱事項を定める契約手続を行うことで、個人情報及び特定個人情報の管理は十分に達成されると考えられる。

以上のことから、市町村事務処理標準システム共同利用に係る個人情報の提供については、 公益上の必要性が認められ、及び個人情報の取扱いに係る契約行為が実施されるため、本案 件は妥当であると判断する。

(2) 地方公務員法の改正に係る行政区長等私人の個人情報の取扱いについて

区長等私人の業務は、遠野市の行政運営を図る上で必要不可欠なものであり、当該業務を 実施するには、市の保有する個人情報を利用し、又は提供する必要があると認められる。行 政区長等の身分が私人に変更となってもその業務内容に変更があるわけでなく、特別職非常 勤職員として個人情報の管理を遵守し、業務に携わってきた実績がある。また、身分が私人 に変更となるが、個人情報の取扱いに係る書面上の契約を行うことで守秘義務を課すことが でき、併せて個人情報の取扱いに係り遵守すべき事項を再確認することができる。

以上のことから、地方公務員法の改正に係る行政区長等私人の個人情報の取扱いについては、公益上の必要性が認められ、及び個人情報の取扱いに係る契約行為が実施されるため、 本案件は妥当であると判断する。

# 4 調査審議の経過

- (1) 令和2年3月4日 諮問の受理
- (2) 令和 2 年 3 月 10 日 審査

当審査会は、諮問実施機関からの諮問により、諮問書の添付書類(内容説明書及び法律等の関連資料)を踏まえ審査を行った。

# 5 付言

個人情報の取扱いに当たっては、遠野市個人情報保護条例の趣旨に従い、個人情報の適正な 取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図るため、個人情報をより一層適正に管理するよう 要望する。

> 遠野市個人情報保護審査会 会長 荒 田 昌 典 委員 多 田 恵美子 委員 畠 山 信 秀